

12/24 報告フォームへアクセスできない場合の報告方法を 1. (2) へ追記しました。

日タイ経済連携協定および日インドネシア経済連携協定における
PDF ファイルによる輸入通関に伴う日商宛事後報告について

2025 年 12 月 23 日
日本商工会議所

日タイ経済連携協定について、[2025 年 10 月 28 日付重要情報](#)のとおり、システムトラブルにより日本から送信した e-CO がタイ税関で受領を確認できない場合に、代替措置として PDF ファイルによる輸入通関を実施した際には、第一種特定原産地証明書発給システム内で事後報告をお願いしておりましたが、発給申請者の利便性を考えて、2026 年 1 月から下記 1. の報告フォームによる事後報告へ変更いたします。

加えて、日インドネシア経済連携協定につきましても、システムトラブルにより日本から送信した e-CO がインドネシア税関で受領を確認できない場合、代替措置として PDF ファイルによる特恵税率適用の申請が可能であることから、PDF ファイルにより輸入通関を実施した際には、下記 1. により事後報告をお願いいたします。

記

1. PDF ファイルで輸入通關した場合の事後報告について

日タイならびに日インドネシアの両経済連携協定について、以下 (1) 報告フォームから事後報告をお願いします。

なお、貴社内セキュリティ等により報告フォームへアクセスできない場合は、以下 (2) に従い事後報告をお願いします。

(1) 報告フォームによる事後報告

<https://forms.gle/ZJHSg1YzpiCJV4jT8>

※入力に際して、証明書毎の入力をお願いします。

(2) 電子メールによる事後報告

メールアドレス : tokuteico@jcci.or.jp 宛に以下事項をご報告ください。

- ・貴社名（和文）
- ・貴社企業登録番号
- ・回答者氏名（例：日商 太郎）
- ・回答者電話番号
- ・PDF ファイルで通關した協定名（「日タイ協定」または「日インドネシア協定」と記載）
- ・PDF ファイルで通關した e-CO の発給受付番号（半角英数字 9 衔）
- ・通關地の港名コード

（参考）

【日タイ協定用コード一覧】

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/jtepa-ecoappendix-code.xlsx>

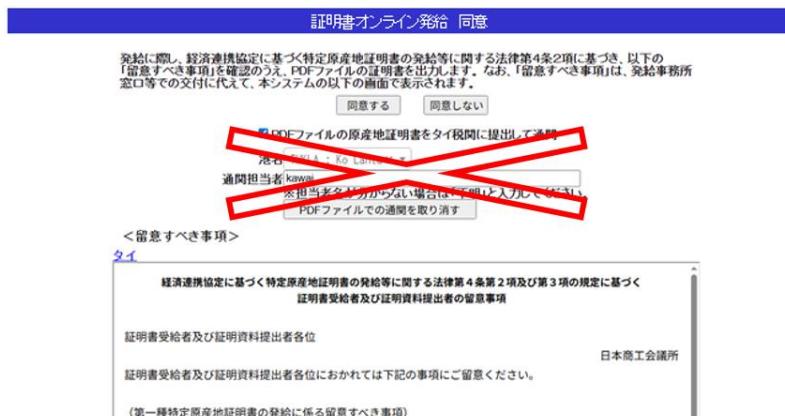
【日インドネシア協定用コード一覧】

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/ijepa-ecoappendixcode.xlsx>

- ・輸入地税関 通関担当者氏名（分からぬ場合は「不明」と記載）
- ・その他連絡事項 ※任意

2. 第一種特定原産地証明書発給システム内の事後報告の中止について

日タイ EPA の事後報告について、第一種特定原産地証明書発給システムで実施していた報告方法は 2025 年 12 月末をもって中止いたします。これに伴い、2026 年 1 月から、事後報告用のチェックボックスや港名等の入力欄を削除いたします。



以上

<お問い合わせ先>

日本商工会議所 国際部

問い合わせフォーム : <https://www.jcci.or.jp/tokuteico-form.html>